

# 学生氏名等の取扱いについて

1. 本学における学生の氏名及び性別（以下「学生の氏名等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。
2. 学生証、卒業証書及び学位記、各種証明書、学内帳票、その他本学で使用する文書等に記載する学生の氏名等は、次のとおりとする。
  - (1) 日本国籍を有する学生の氏名等は、住民票記載事項証明書、又は住民票の写しに記載のあるものを使用する。
  - (2) 日本国籍を有さない学生の氏名等は、住民票の写しに記載のあるもの、又は、旅券に記載のある漢字氏名又はアルファベット氏名等を使用する。
  - (3) 前2号の定めにかかわらず入学前及び在学中の学生からの教務担当課への申出により、通称名及び戸籍上の記載と異なる性別（以下「通称名等」という。）を使用することができる。この取扱いにおいて、「通称名」とは、戸籍上の氏名に代えて通用しているもの（旧姓を含む。）をいう。
  - (4) 前3号の定めにかかわらず、JIS第2水準漢字及び留学生等で学生証等の字数幅などによる氏名の表記変更については、この限りでない。
3. 学生からの申出により通称名等を本学で使用する文書等に記載できる場合は、次のとおりとする。
  - (1) 婚姻等により改姓した学生が旧姓を使用する場合。
  - (2) 両親の離婚等により学生の戸籍の姓と親権者の姓とが異なる場合で、事情により親権者の姓を使用する場合。
  - (3) 日本国籍を有さない学生が住民票の写しに記載されている通称名を使用する場合。
  - (4) 性別違和のある学生が通称名等を使用する場合。
  - (5) その他学生の安全面の確保等を目的として通称名を使用する場合。
4. 通称名等の使用ができない文書等は、次のとおりとする。
  - (1) 法令等の定めにより通称名等の使用が認められないもの。
  - (2) その他通称名等の使用が適当でないと学長が判断したもの。
5. 通称名等の使用の申出等は次のとおりとする。
  - (1) 「通称名等使用申請書」及び「申請事由を確認できる書類」を添えて、所属学部等の教務担当窓口へ提出し、当該学生の学籍を管轄する事務課長が承認する。その際、通称名等を使用することによる不利益は、学生本人がその責を負うことを十分に説明する。
  - (2) 「通称名等使用申請書」は、本人と保証人の連名とする。
  - (3) 提出された「通称名等使用申請書」及び「申請事由を確認できる書類」は卒業、修了等した後も適切に保管する。
6. 通称名等を使用している学生がその使用を中止する場合は、「通称名等使用中止届」を所属学部等の教務担当窓口へ提出しなければならない。
7. 通称名等使用の申出又は通称名等使用中止の届出を受理した場合は、所属学部等の教務担当課は学籍に関する登録情報の変更を行い、変更履歴を記録する。
8. 通称名等を使用していた学生に係る文書等は、当該学生が卒業、修了等した後においても通称名等を使用する。
9. 通称名等の使用に伴う証明書等は、次のとおりとする。
  - (1) 通称名等使用の学生（卒業、修了した者等を含む。）から、本学の文書等において通称名等の使用を認められている又は認められていたことの証明の依頼があった場合は、証明書を交付する。ただし、証明書の交付が困難な場合は、この限りでない。
  - (2) 通称名等と戸籍上の記載情報との相違については、当該学生（卒業、修了した者等を含む。）が自己の責任において説明を行わなければならない。
10. この取扱いの適用開始は、2019年4月1日とする。

本件に関する申出は、各キャンパスの教務担当窓口へご相談ください